

小千谷市と一般社団法人新潟県アウトドア協会との
アウトドアを基軸とした地域活性化に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と一般社団法人新潟県アウトドア協会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携し、アウトドアを基軸に事業を推進することにより、地域の活性化に資することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）市有施設の利活用に関すること
- （2）市有施設の利用促進に関すること
- （3）市有施設の管理運営に関すること

（協議事項）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携及び協力の具体的な内容、実施方法その他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、連携及び協力に当たり知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に提供又は漏えいしてはならない。ただし、事前に当該情報の関係する者それぞれの同意を得た場合や、法令等に基づく場合はこの限りではない。

2 甲及び乙は、連携事項の内容及び成果について第三者に開示、又は公表しようとする場合は、法令等に基づく場合を除き事前に相手方の同意を得るものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（協定内容の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年5月16日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長 宮崎 悦男



乙 一般社団法人 新潟県アウトドア協会

代表理事 紫竹 陽介

